

## 分野別方針 13 障害者福祉

～障害のある人もない人も、  
すべての人が共に支えあうまちづくりを推進する～

### 基本方針

障害のある市民の生活を支える法制度等が大きく変化する中、障害のある市民の自立と社会参加の促進に向け、着実な施策の展開を図り、障害の有無にかかわらず、すべての市民が個人として厚く尊重され、いきいきと活動しながら、相互に支え合い安心してらせるまちづくりを推進する。

### 現状・課題

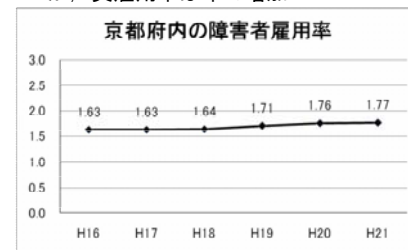
- 障害者権利条約では、障害のある人が地域社会の一員として共に生活することを権利として認めており、インクルーシブ（排除されない）な社会をつくるためには、障害や障害のある人に対する正しい理解を深める啓発や幼児期からの取組が重要である。
- 障害のある人が地域で自立して生活していくことを支援するため、一人一人のニーズに応じたきめ細かなサービス提供が可能となる基盤整備やサービス利用等に当たっての相談支援の充実が求められている。
- 障害のある人が適切な支援を受けながら働くことが当たり前の地域社会をつくることが求められている。  
しかし、低迷する経済情勢を反映して、障害のある人の雇用環境は厳しい。
- 障害のある人の外出や社会参加を進めるため、使えるサービスや施設は全体として拡大してきている。

今後、更なる社会参加を促進するため、まちづくり、ものづくり、情報・サービス提供などのあらゆる分野で、ユニバーサルデザインの普及推進が必要である。

◆サービス利用は大きく拡大し、居宅介護等の延利用時間数は増加傾向



◆法定雇用率（1.8%）は未達成であるが、実雇用率は年々増加



### 障害者権利条約

障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

## 政策の目標

### <みんなで目指す10年後の姿>

- 障害者団体等との協働の取組を通して、障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深める啓発活動をはじめ様々な取組の推進により、障害のある人の地域における社会参加を一層進め、障害のある人もない人も、すべての人が個人として尊重され、その能力が最大限発揮できるインクルーシブなまちとなっている。
- 福祉的支援を必要とするすべての障害のある人が必要な福祉サービスを十分に提供できる制度と基盤が整備されるとともに、適正なコミュニケーション保障の下に必要な情報提供がなされ、自己選択・自己決定が可能となるよう相談支援の環境整備を推進することで、自立した地域生活を送ることのできるまちとなっている。
- 国や京都府、経済団体等との協働により、多様な働き方に対してライフステージを通じた切れ目のない支援を行うとともに、障害の特性や一人一人の働く力に応じた職域の開発や合理的配慮が提供できる環境整備を行うことで、働く意欲のある障害のある人の就業や職場定着、さらには、スキルアップやキャリアアップを推進し、生きがいを持って働けるまちとなっている。
- ユニバーサルデザインの考え方の普及推進に取り組むとともに、本市、事業者、市民、滞在者など、各主体の主体的な取組へのきっかけづくりを進めることで、すべての人にとって生活しやすい社会環境が整備されたまちとなっている。

### <政策指標>

|   | 指標          | 現況値         | 目標値          |
|---|-------------|-------------|--------------|
| 1 | 居宅介護等の利用時間数 | 85,790 時間/月 | 102,842 時間/月 |
| 2 | 京都府内の障害者雇用率 | 1.77%       | 2.0%         |
| 3 | 日中活動の場の利用者数 | 5,320 人/月   | 5,820 人/月    |

### 市民と行政の役割分担と共汗

